

事務連絡  
令和5年11月6日

各都道府県消防防災主管課 } 御中  
東京消防庁・各指定都市消防本部 }

消防庁予防課

マイナポータルサービスの検索・電子申請機能（ぴったりサービス）に係る改修について（情報提供）

今般、デジタル庁から、別添のとおり、令和6年度末までに現行のマイナポータル「ぴったりサービス」（以下「ぴったりサービス」という。）から後継システムとして構築する予定の「汎用電子申請 API（仮称）」に移行を実施する予定である旨の連絡がありました。当該新システムは、年金や子育て関係の手続等マイナンバーカードを利用する個人向けの手続に特化した仕様となる予定です。

一方、事業者向けの手続を中心とした消防法令関係の手続は、電子政府の総合窓口「e-Gov」に移行する必要が生じることが想定されています。なお、e-Govは、現在、国への申請・届出に限定されていますが、来年度からは地方公共団体への申請・届出についても可能になるよう、デジタル庁において機能改修がされています。また、e-Govは、ぴったりサービスと同様に、地方公共団体の利用料は不要となる見込みです。

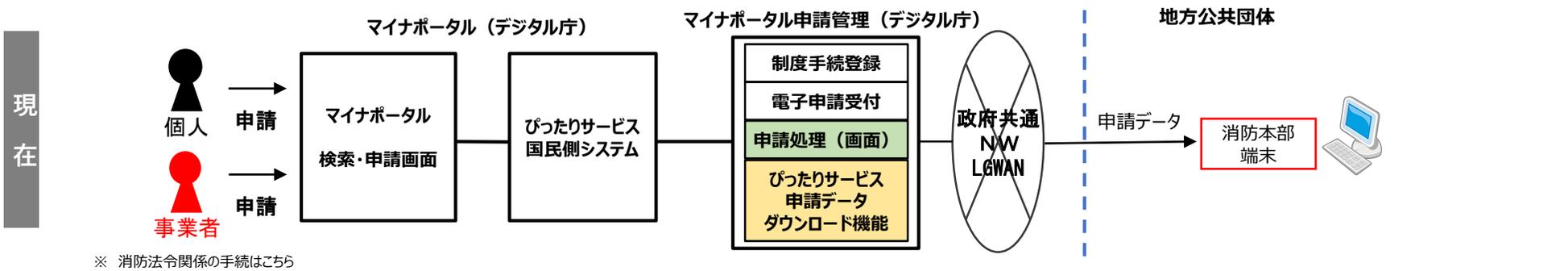
各消防本部は、新システムへの移行が実施される令和6年度下半期までは現行のぴったりサービスを利用できます。消防庁では、それ以降も、各消防本部がe-Govを用いて電子申請等を行うことができるようデジタル庁と連携して対応する予定であり、e-Govを用いるための手続やスケジュール等の詳細については、別途お知らせします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知していただきますようお願いいたします。

（問い合わせ先）  
総務省消防庁予防課  
担当：米田、原口  
TEL：03-5253-7523  
MAIL：[yobo@soumu.go.jp](mailto:yobo@soumu.go.jp)

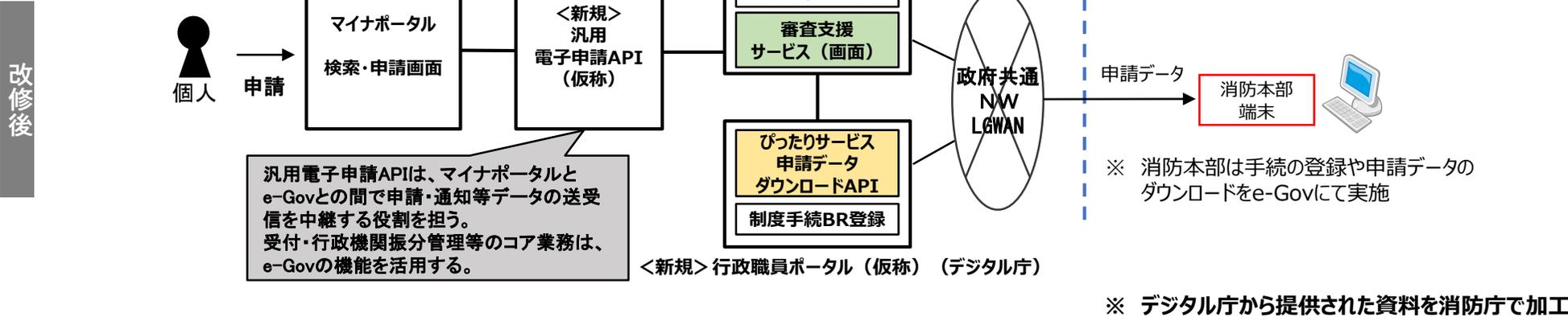
# マイナポータル電子申請機能（ぴったりサービス）の改修方針について

- マイナポータルの地方公共団体等向け電子申請機能である「ぴったりサービス」について、e-Gov電子申請サービスとの機能統合を行う。
- 新たに構築する「汎用電子申請API」とe-Govを連携させることにより、マイナポータルからe-Govの機能を活用した電子申請を実現する。自治体システム標準化への影響を踏まえ、従来のぴったりサービス申請データダウンロード機能（マイナポータル申請管理）との互換性を維持したAPIを行政機関に提供する。



※ 消防法令関係の手続はこちら

<令和6年度下半期対応予定>



※ デジタル庁から提供された資料を消防庁で加工